

平成26年10月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、健康保険の被保険者(以下、単に「被保険者」という。)として、左耳急性感音性難聴(以下「当該傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について、労務に服することができなかった(以下、これを、便宜上、「労務不能」という。)として傷病手当金の支給を受けた。

2 請求人は、被保険者の資格を喪失した平成〇年〇月〇日の前日まで引き続き1年以上被保険者であったことから、被保険者資格を喪失後の同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間A」という。)及び同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間B」という。)についても、当該傷病の療養のため労務不能であったとして、同年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。

3 支部長は、本件請求期間A及び本件請求期間Bに係る健康保険傷病手当金支給申請書(以下「申請書」という。)の療養担当者が意見を記入するところ欄(以下「医師意見欄」という。)が未記入であったことから、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、医師意見欄を記入した上で申請するように上記申請書を返戻した。

4 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、支部長に対し、本件請求期間Aについては、医師意見欄を未記入のまま、本件請求期間Bについては医師により医師意見欄の記載を受けた上で提出し、また、新たに平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間C」といい、本件請求期間A、本件請求期間Bと併せて、「本件請求期間」という。)についても、当該傷病の療養のため労務不能であったとして、傷病手当金の支給を申請した。

5 支部長は、請求人から再提出された本件請求期間Aに係る医師意見欄が未記入であり、本件請求期間Bの医師意見欄には、当該傷病に係る療養の開始日(初診日)が本件請求期間Bが経過した後の平成〇年〇月〇日とされ、労務不能と認められた期間が本件請求期間Bではなく、その後の期間が記載されていることから、請求人の同意を得た上で、a病院(以下「a病院」という。)・A医師(以下「A医師」という。)、b病院(以下「b病院」という。)・B医師(以下「B医師」という。)、c病院(以下「c病院」という。)・C医師(以下「C医師」という。)に対し、本件請求期間における請求人の症状経過等について回答を求めた上で、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間について、療養のため労務不能と認められないためという理由により、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

6 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求をした。その後、平成〇年〇月〇日(受付)で、当該傷病による平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る傷病手当金の支給を求める別途申請があり、支部長は、上記期間のうち同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「既決受給期間」という。)について傷病手当金を支給する処分をしている。

7 請求人は、本件請求期間のうち傷病手当金を支給された既決受給期間を除い

た、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「本件訂正請求期間」という。）について傷病手当金の支給を求め、審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対して再審査請求をした。

### 第3 当審査会の判断

- 1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項に、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると規定されている。
- 2 本件の問題点は、本件訂正請求期間について、請求人が、当該傷病の療養のための労務不能であったと認められないかどうかということになる。
- 3 傷病手当金は、支給対象とすべき傷病の療養のため労務に服することができなかったと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者に何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ちに労務不能とされるものではなく、症状、治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務につくことが可能か否かを保険者が判断することとされている。そうして、傷病手当金の支給要件としての労務不能の判断については、その被保険者が本来の業務に耐え得るか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきものであり、必ずしも、医学的見地からのみ判断されるべきことではないが、ことは「傷病による療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、その傷病の診療に当たった医師が、当該傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否かについてのどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。また、医師による診療を受けていない場合であっても傷病手当金が支給される場合もあり、これには、病後静養した期間、

疾病にかかり医師の診療を受くべく中途に費やした期間等を含むが、この期間については、医師の意見書、事業主の証明書等を資料として正否を判定するのが相当と思料される。

### 4 労務不能かどうかについて判断する。

C医師作成の平成〇年〇月〇日付及び同年〇月〇日付医師意見欄によると、請求人は、騒音環境下での就労を発病または負傷の原因とする左騒音性難聴、大動脈解離に対する手術を原因とする左喉頭麻痺の傷病名で、c病院を同年〇月〇日に初診し、その後の同月〇日に再受診し、同月〇日から同月〇日までの期間について、労務不能と認めた上で、当該期間中における主たる症状および経過は、左騒音性難聴による耳鳴症状を認め、定期的な通院、投薬が必要であり、手術後の左咽喉頭麻痺があり、定期的な観察、今後の経過によっては処置が必要となる可能性があると考えられ、症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見は、耳鳴症状により騒音環境下の労務困難であると判断されている。さらに、支部長の照会に対するC医師作成の平成〇年〇月〇日付「健康保険被保険者の症状経過等について（照会）」と題する書面（以下「医師回答書」という。）によると、請求人は、平成〇年〇月初旬より左耳鳴にてa病院を受診、聴力検査にて4000Hzで感音性難聴を認め、治療されるも症状改善せず、転居に伴い、c病院を同年〇月〇日に初診したとされ、直近の標準純音聴力検査は、「平成〇年〇月〇日」（注：〇年の誤記と認められ、当該医療機関を初診した平成〇年〇月〇日と認められる。）に検査されたとして、左耳4000Hzにて45dBと低下、右耳は正常聴力とされ、循環改善薬（アデホスコーワ）、ビタミンB12製剤（メチコパール）が処方され、耳鳴を気にしないように、ストレスをためすぎないようにと指導を受けている。そうして、初診日の状態からみて、従前の職種「オペレーター業務、配車指示」

の業務が労務不能かどうかについては、左耳の耳鳴により、イヤホン装着による症状悪化の可能性が高く、現時点でも音色のさきとりや指示が正確にできないと思われ、また、耳鳴による精神的苦痛やストレスも大きく、同職種に労務することは困難であるとして、「労務不能と認められる」と判断し、労務不能と認められる期間は、騒音性難聴は、不可逆性であるため、耳鳴症状改善の見込みは極めて低く、期間は未定であり参考にとどまるがとして、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの800日間と回答している。

B医師作成の平成〇年〇月〇日付医師回答書によると、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで入院したが、その経過中に傷病名「左急性感音性難聴」の症状として「耳鳴りがなかなか解消しない」などの訴えはなく、不定愁訴が多く、いろいろな症状があるが、症状で新しく確認されたのは、挿管麻酔による声帯損傷に起因するかもしれない嗄声のみであるとされ、請求人が「感音性難聴」と言ったことは2回あり、蕁麻疹がでたときに、平成〇年〇月に感音性難聴を発症し、その後、イライラすると蕁麻疹がでると精神科医師のインタビューに答えており、手術前にICU説明時に看護師に同様のことを話していたものの、請求人が症状を語った記載は不詳と回答している。

A医師作成の平成〇年〇月〇日付医師回答書によれば、傷病名は左急性感音性難聴、療養の給付開始年月日を平成〇年〇月〇日、最終診療日は平成〇年〇月〇日とされ、最終診療日の症状としては、耳鳴りは多少軽快したが、高音が響く症状は持続しており、同年〇月〇日の聴力検査で、平均聴力は、左17dB、右14dBであり、療養指導等は、過労、ストレス、不眠等はさけること、最終診療日の状態から見て、従来の職種（オペレーター業務、配車指示）の業務が労務不能と認められるかどうかについて、A医師は、上記の過労、ストレス、不眠等

をさけるなどの療養条件が満たされれば労務可能であるが、現時点でどちらとも言えない旨回答している。

また、請求人に係る診療報酬明細書（b病院作成の平成〇年〇月分から同年〇月分までのもの、c病院作成の同年〇月分のもの）をみると、請求人は、平成〇年〇月〇日に解離性大動脈瘤、高血圧症、マルファン症候群、心臓弁膜症などの傷病名で受診し、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで入院し、解離性大動脈瘤に対して、閉鎖循環式全身麻酔（低血圧麻酔）下で、ステントグラフト内挿入術（胸部大動脈）、バイパス移植術（左総頸動脈－左鎖骨下動脈）、血管塞栓術（左鎖骨下動脈）を受けている。退院後の平成〇年〇月〇日に、耳鳴症、左騒音性難聴、左声帯麻痺、アレルギー性鼻炎のために、同月〇日に、両外耳炎、めまい症、同月〇日に、大動脈解離、高血圧症のために、c病院耳鼻咽喉科を受診している。

以上によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日にb病院を受診後の同年〇月〇日から同年〇月〇日まで入院加療を受けているが、それは、本件請求傷病とは別傷病と認められる解離性大動脈瘤、高血圧症、マルファン症候群、心臓弁膜症、慢性うっ血性心不全など循環器系疾患の治療のためであり、この期間、本件請求傷病については、治療など特段の診療は受けていない。すなわち、請求人は、b病院退院後の同年〇月に、c病院耳鼻咽喉科を3回受診しているが、それは、b病院で受けた全身麻酔の際に受けた気管内挿管による左声帯麻痺のための咽頭内視鏡検査、アレルギー性鼻炎のための鼻処置、両外耳炎のためであり、本件請求傷病に関連する耳鳴症、左騒音性難聴については、唯一、標準純音聴力検査を受けているだけである。そうすると、平成〇年〇月〇日以降は、本件請求傷病に対しての継続的な治療などの受診も、療養に専念する必要もなく、月1回程度の外来通院と定期的な聴力検査による経過観察を受けながら、就労が可能な状態にあっ

たと認めることができるのであり、本件訂正請求期間については、本件請求傷病の療養のため労務不能と認めることはできない。言い換えれば、a 病院の最終診察日（平成〇年〇月〇日）当時において、請求人には、高音が響くという症状が持続していたものの、既に耳鳴は多少軽快しており、平均聴力（dB）も左 17、右 14 と通常の生活ができる程度に改善しており、過労、ストレス、不眠等を避ければ、従前の職種のオペレーター業務、配車指示の業務が可能とされていたのであり、本件訂正請求期間については、この期間を当該傷病の療養のため労務不能と認めることはできない。

- 5 そうすると、原処分は相当であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する